

●消防計画記入要領【大規模用】

- ① 防火対象物(貴事業所)の名称を記入します。
- ② 防火管理者に選任されている者の氏名を記入します。
- ③ 各担当区域の火元責任者を定め、記入します。
- ④ 火元責任者の担当する区域(場所)を記入します。
- ⑤ 日常点検の任務に追加があれば記入します。
- ⑥ 点検対象消防用設備等(設置されている設備)を記入し、各点検実施日を記入します。なお、点検員を点検設備業者に委託する場合はその業者名を、また、自社で資格を持った職員が実施する場合は、その氏名を記入します。

※法廷点検の種別、時期

点検種別	作動点検	外観・機能点検	総合点検
点検期間	6ヶ月ごと	6ヶ月ごと	年1回

- ⑦ 特定防火対象物 : **1年に1回**
(公会堂、集会場、遊技場、飲食店、店舗、ホテル、病院、幼稚園 等)
- 非特定防火対象物 : **3年に1回**
(共同住宅、図書館、寺院、学校、工場、作業場、事務所 等)
- ⑧ 自衛消防隊長は、管理権原者又はこれに準じる者を指定して記入します。
自衛消防副隊長は、防火管理者又は相当職の者を指定して記入します。
担当者は、各任務分担に即した者を記入します。
- ⑨ 備品品目の追加と備蓄場所を記入します。
- ⑩ 地震発生時の避難場所を記入します。
- ⑪ 防災教育実施月と対象者を記入します。
- ⑫ 各訓練の実施月を記入します。

※訓練回数

訓練種別	訓練回数	
	特定防火対象物	非特定防火対象物
消火訓練	年2回以上	年1回以上
避難訓練	年2回以上	年1回以上
通報訓練	年1回以上	年1回以上

・総合訓練を1回実施した場合は、消火・避難・通報の各訓練をそれぞれ実施したものとする。

避難経路図 初期消火設備等(消火器・屋内消火栓等)の設置位置及び屋外への避難経路を赤等の色で表示します。

【大規模用消防計画】

消 防 計 画

①

年 月 日作成

第1章 総 則

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、① _____における防火管理業務について必要な事項を定め、火災等の災害の予防及び人命安全確保並びに被害の極限防止を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は、① _____に勤務し又は出入りするすべての者に適用するものとする。

(管理権原者の責任)

第3条 管理権原者は、防火管理業務についてすべての責任を持つものとする。

- 2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせるものとする。
- 3 管理権原者、防火管理者が消防計画を作成(変更)する場合、必要な指示を与えなければならない。
- 4 管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥事項が発見された場合は、速やかに改修するものとする。

(防火管理者の権限と業務)

第4条 防火管理者は、② _____とし、この計画の一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 消火、通報、避難誘導などの訓練実施
- (3) 消防用設備等の点検、整備の実施及び監督並びに消防機関への報告
- (4) 建築物、火気使用設備器具、その他火災予防上留意しなければならない施設等の検査の実施及び監督
- (5) 改装工事など工事中の立ち会い及び安全対策の樹立
- (6) 収容人員の適正管理
- (7) 従業員に対する防災教育の実施
- (8) 防火担当責任者及び火元責任者に対する指導及び監督
- (9) 管理権原者への提案や報告
- (10) 放火防止対策の推進
- (11) 夜間における防火管理体制の確立
- (12) その他

(消防機関への報告及び連絡)

第5条 防火管理者は、次の業務について消防機関への報告届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出(変更の都度)
- (2) 建築物及び諸設備の設置又は、変更の事前連絡並びに法令に基づく諸手続
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告

- (4) 自衛消防訓練時における事前通報及び指導の要請
- (5) その他防火管理について必要な事項

第2章 予防管理対策

(予防管理組織)

第6条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者並びに建物、火気使用器具等及び消防用設備等の検査を行う自主点検検査員を次のとおり定める。

	③火元責任者	④担当区域	⑤任 務
②防火管理者			<ul style="list-style-type: none"> ・吸い殻及び火気使用設備器具の管理 ・電気設備の安全確認 ・消火設備等の管理 ・避難経路の確保 ・地震時の出火防止 ・その他必要な事項

(火元責任者の業務)

第7条 火元責任者は次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の建物、火気使用設備器具、電気設備等の日常の維持管理
- (2) 担当区域内の消防用設備等の維持管理
- (3) 地震時における火気使用設備器具の出火防止措置
- (4) 防火管理者の補佐

(自主点検検査の実施)

第8条 自主点検検査の実施時期は、次のとおりとする。

⑥	点検対象 消防用設備等	点 檢 実 施 月			点 檢 員 (保守業者名)
		外観点検	機能点検	総合点検	
		月 月 月 月 月	月 月 月 月 月	月 月 月 月 月	

	月 月 月	月 月 月	月 月 月	
建築物等 火気使用設備等 危険物施設等 電気設備等	月 月 月 月			

(点検検査結果の記録及び報告)

第9条 防火管理者は、自主点検検査の結果を「防火対象物台帳」に記録するとともに、消防用設備等の点検結果については、③_____年に1回消防長又は消防署長に報告しなければならない。また、不備欠陥を認めたときは、早急に是正を図る。

第3章 火災予防措置

(防火管理者への連絡事項)

第10条 次に掲げる事項を行おうとする者は、事前に防火管理者に連絡し、防火管理上必要な指示を受けなければならない。

- (1) 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき。
- (2) 各種火気使用設備器具を設置又は変更するとき。
- (3) 改装、模様替え等を行うとき。
- (4) その他防火管理上必要な事項

(職員の遵守事項)

第11条 職員は、日常を通じて各種災害を防止するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難階段、通路、ロビー、ホール等には、避難上支障となる物品を置かないこと。
- (2) 消防用設備等の周辺には、装飾等をせずその機能を阻害しないこと。
- (3) 火災を発見した場合は、消防機関(119番)に通報するとともに防火管理者に連絡し、災害の活動計画に定める任務分担により適切な行動をとること。
- (4) 喫煙は、指定した場所で行うこと。

(火気使用時の遵守事項)

第12条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 湯沸室は、常に整理整頓しておくこと。
- (2) 火気使用設備器具は、使用前、使用後必ず点検を行い安全を確認すること。
- (3) 工事を行う者は、火気管理について防火管理者の指示を受けること。
- (4) 終業時には、吸い殻等を指定場所に集めること。

第4章 自衛消防活動対策

(自衛消防の組織と任務分担)

第13条 ① _____ の自衛消防組織として、ア)
 _____ を自衛消防隊長、イ) _____ を副隊長

とし、任務分担により自衛消防隊を編成する。

⑧	自衛消防隊長 自衛消防副隊長	ア) イ)	・自衛消防隊に対する指揮、命令、監督を行う。 ・隊長を補佐し、隊長が不在の場合任務を分担する。
担当区分	担当者名	任 務 内 容	
ウ) 通報連絡班		・119番通報 ・建物内へ発災を知らせるとともに関係者への連絡 ・消防隊の誘導及び消防隊への情報提供	
エ) 消火班		・出火場所へ直行する。 ・消火器等を用い初期消火に従事する。 ・消防隊との連携及び補佐。	
オ) 避難誘導班		・避難口を開放するとともに避難経路図に従い誘導す ・避難上障害となる物品の除去。 ・未避難者及び要救助者の確認、報告	
カ) 安全防護班		・水損防止、電気・ガス等の安全措置及び防火戸、 防火シャッターの操作	
キ) 応急救護班		・応急救護所の設置 ・負傷者の応急措置 ・救急隊との連携、情報の提供	

(避難経路図等)

第14条 自衛消防隊長は、人命安全を確保するため消防用設備等の設置位置及び屋外へ通じる避難経路図を作成し、職員全てに周知徹底しなければならない。(別図参照)

第5章 震災対策

(震災予防措置)

第15条 防火管理者及び火元責任者は、地震時の災害を予防するため第2章に基づく各施設器具の点検検査に合わせて、次の事項を行うこと。

- (1) 建物、建物に付随する施設物(看板、窓枠、外壁等)の倒壊、転倒、落下の防止。
- (2) 火気使用設備器具の転倒、落下防止及び安全装置の作動確認。
- (3) 危険物施設等における危険物の転倒、落下、浸水等による発火防止。

(地震後の安全措置)

第16条 各火元責任者は、地震後、建物、火気使用設備器具等の点検、検査を行い、防火管理者に報告し、その安全を確認後使用すること。

(震災に備えての準備品)

第17条 震災に備え、次の品目を常に持ち出せるよう準備しておくものとする。

⑨ 備 蓄 品 目	備蓄場所
・飲料水	・
・非常用食料	・
・懐中電灯	・

・携帯ラジオ	・	
・医薬品	・	
・	・	
・	・	
・	・	
・	・	
・	・	

(地震時の活動)

第18条 地震時の活動は、第4章によるほか、次の措置を行う。

- (1) テレビ、ラジオなどにより、地震情報の収集に努め、周辺の状況を把握すること。
- (2) 火災が発生した場合は、全力を挙げて消火にあたる。
- (3) 防火管理者は、被害の状況を全職員に把握させるとともに必要な事項を指示する。
また、関係防災機関(消防署、役場等)から情報を積極的に収集すること。
- (4) 避難場所は⑩ _____ とする。なお、誘導には防火管理者があたる。

第6章 防災教育及び訓練

(防災教育)

第19条 防火管理者は、職員に対し防災教育を行う。

- (1) 自衛消防隊長及び防火管理者は、全職員に対し、⑪ ____ 月に次の事項について教育を行うとともに、最新の消防計画を配布する。
 - ① 消防計画の周知徹底(変更及び改正内容)
 - ② 出火防止対策の周知徹底
 - ③ 火災時の活動内容の周知徹底
 - ④ 地震対策の周知徹底
- (2) 新入職員、臨時職員等の採用時には、教育をその都度行う。

(訓練)

第20条 防火管理者は、次により訓練を行うものとする。

区分	⑫実施期間	内容
部分訓練	消火訓練 月　・　月	・部分訓練は、通報連絡・消火・避難誘導の訓練を別個に行い、それぞれの任務及び行動を確認する。
	通報訓練 月　・　月	
	避難訓練 月　・　月	・総合訓練は、それぞれの訓練を連携して総合的に行う。
総合訓練 月　・　月		
震災訓練	上記の各種訓練に準じて行うほか、関係機関が行う訓練に震災訓練に積極的に参加する。	

(訓練の実施報告)

第21条 防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合には、「消防訓練実施計画(結果)報告書」により養老町消防本部へ通知するものとする。

附 則

この計画は、_____年_____月_____日から施行する。

【避難経路図】